

横浜市立動物園等指定管理者業務仕様書

横 浜 市

(みどり環境局公園緑地部動物園課)

【目次】

指定管理業務

1	基本的な考え方	4
(1)	よこはま動物園ズーラシア：「日本を代表する世界に通じる動物園」	4
(2)	野毛山動物園：「子どもたちが初めて動物に出会う、親しみにあふれた動物園」	4
(3)	金沢動物園：「身近な自然環境とつながる森のミュージアム」	4
(4)	繁殖センター：「生物多様性保全の調査・研究施設」	4
2	業務内容	4
(1)	よこはま動物園（繁殖センターを含む）・野毛山動物園・金沢動物園共通事項 ..	4
(2)	よこはま動物園固有事項	4
(3)	野毛山動物園固有事項	4
(4)	金沢動物園固有事項	5
(5)	野毛山公園管理業務	5
(6)	金沢自然公園管理業務	5
(7)	自主事業等の実施	5
3	管理施設の名称及び範囲	5
4	来園者サービス業務	5
(1)	開園時間及び休園日	5
(2)	総合案内	6
5	動物飼育展示・管理業務	6
(1)	飼料調達・調理・給餌及び給水	6
(2)	飼育動物の日常管理	7
(3)	季節ごとの管理	7
(4)	繁殖の管理	7
(5)	老齢個体の管理	7
(6)	疾病・ケガによる個体の管理	8
(7)	獣医学的衛生管理	8
(8)	動物舎及び展示場、掲示物等の管理	9
(9)	脱走防止	9
(10)	動物の展示の工夫及び展示施設の修繕等	9
(11)	各種記録と動物数等の報告	10
(12)	野生動物の保護及び繁殖	10
(13)	拾得動物の預かり	11
(14)	動物の収集	11
(15)	3園一体管理の利点を生かした繁殖計画・展示計画	11
6	教育普及業務	11
(1)	動物や環境に関する教育プログラムの企画、実施	11
(2)	動物とのふれあい体験の実施	12
(3)	市民・来園者の学習支援、参加機会の提供、情報発信	12
7	調査・研究業務	12
(1)	調査研究の実施	12

(2) 成果の発表と市民への還元及び動物園運営への活用	13
(3) 資料の蓄積と整理	13
8 野生傷病鳥獣等の保護	13
9 維持管理業務	13
(1) 各種施設及び園地・植栽等の維持管理	13
(2) 点検、修繕、改修	15
(3) 備品の管理	15
(4) 管理報告書の作成	16
(5) 光熱水費	16
10 便益施設等の調整業務	16
(1) 設置者等との調整	16
(2) 公園許可権者との事前協議	17
(3) 公園以外の許可等の手続き	17
11 3園連携・調整業務	17
(1) 来園者サービスの向上	17
(2) 経営の効率化	17
(3) 会議等の開催	17
(4) 年報作成	17
12 管理運営業務	17
(1) 管理運営体制	17
(2) 人材育成	18
(3) 労働安全衛生管理	18
(4) 収支計画の策定	19
(5) 年度管理運営実施計画書、収支予算書の策定・提出	19
(6) 年度事業報告書、四半期報告書及び月報の作成・提出	19
(7) 計画書・報告書類の情報公開	19
13 危機管理	20
(1) 共通事項	20
(2) 風水害・震災・火災等	20
(3) 救急対応	21
(4) 動物脱走	21
(5) その他	21
14 その他	21
(1) 関係機関との協議、連絡調整	21
(2) 指定管理業務状況の調査等	21
(3) 意見・要望の運営への反映及び是正勧告等	22
(4) 業務の引継ぎ	22
(5) 喫煙対策	22
(6) 園内車両通行	22
(7) 繁忙期対策	22
(8) 公益社団法人日本動物園水族館協会及び神奈川県博物館協会、世界動物園水族館協会への加盟等	22

(9) シンボルマークと愛称	22
(10) 諸費用の精算	22
(11) 横浜市の施策への協力	23
(12) その他横浜市への協力	23
(13) 法令等の遵守	23
15 よこはま動物園固有事項	26
(1) 繁殖センター管理運営業務	26
(2) ガーデンネックレス横浜及び里山ガーデンフェスタへの協力	27
16 野毛山動物園固有事項	27
(1) 万騎が原ちびっこ動物園管理運営業務	27
(2) 野毛山動物園リニューアル	28
17 金沢動物園固有事項	28
(1) 来園者輸送業務	28
(2) 動物ふん有効活用事業	28
(3) ユーカリの調達	28
18 野毛山公園管理業務	28
(1) 業務内容	28
(2) 運営業務	28
(3) その他	29
19 金沢自然公園管理業務	29
(1) 運営業務	29
(2) ののはな館管理運営業務	30
(3) 金沢自然公園保全管理業務	30
(4) 森づくりボランティア団体等との連絡・調整と活動協力	30
(5) その他	30
自主事業等の実施について	31
1 自主事業	31
(1) 普及啓発事業	31
(2) 市民・企業との協働、ボランティア活動支援	31
(3) 広報、イベントの実施及びマーケティング	31
(4) 調査研究	32
2 管理許可施設等	32
(1) 自動販売機（設置許可）	32
(2) 車椅子、ベビーカー等（行為許可）	32
(3) 売店、レストラン、キッチンカー（管理許可・行為許可）	32
(4) 駐車場（よこはま動物園、金沢自然公園）	32
(5) 園内移動バス（よこはま動物園）	32
(6) バーベキュー広場（金沢自然公園）	32

本仕様書は、よこはま動物園（繁殖センターを含む）、野毛山動物園、野毛山公園（動物園を除く。）、金沢動物園及び金沢自然公園（動物園を除く。）（以下、「動物園等」という。）の横浜市立動物園等を一体管理するうえで、必要な業務についての仕様を定めるものである。

1 基本的な考え方

横浜市立動物園は、生物多様性の保全の重要性を人々に伝える窓口としての役割を果たしながら、動物たちの神秘に感動し、その世界を知ること、で、「いのち」の大切さを学び、生きものと共生する社会づくりに貢献するため、業務に当たっては、アニマルウェルフェア（動物福祉）、ネイチャーポジティブ、インクルーシブなどの概念を踏まえると共に、以下の将来像を目指すこと。

(1) よこはま動物園ズーラシア：「日本を代表する世界に通じる動物園」

日本を代表する動物園として、高い水準の生息環境展示や飼育などを行い、国内外の人々が集う世界水準の動物園を目指します。

国際的な生物多様性に貢献する動物園として、よりその魅力を高めるとともに、国際的なネットワークを活かし、種の保全に積極的に取り組みます。

(2) 野毛山動物園：「子どもたちが初めて動物に出会う、親しみにあふれた動物園」

子どもたちが初めて動物や自然への興味を持つきっかけとなる入門的な動物園として、親しみのある動物たちをより間近で観察し、驚きの発見などを通じて、親と子、先生と生徒の対話を促進することで、環境教育を通じて自然の大切さなども学ぶことができる場とします。また、いつでも、誰でも来られる親しみやすい動物園を目指します。

(3) 金沢動物園：「身近な自然環境とつながる森のミュージアム」

周辺の豊かな森林を活用し、生物多様性や環境を考えるきっかけをつくり、環境教育と日本の希少野生動物の保全に取り組む「森のミュージアム」を目指します。

(4) 繁殖センター：「生物多様性保全の調査・研究施設」

3つの動物園や他都市の動物園における繁殖や種の保全の取組と研究を支援するとともに、横浜・日本・世界の希少動物の保全を進め、生物多様性保全に貢献する研究施設として充実を図ります。

2 業務内容

指定管理者の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) よこはま動物園（繁殖センターを含む）・野毛山動物園・金沢動物園共通事項

- ア 来園者サービス業務（集客）
- イ 動物飼育展示・管理業務
- ウ 教育普及業務
- エ 調査・研究業務
- オ 野生傷病鳥獣等の保護
- カ 維持管理業務
- キ 便益施設等の調整業務
- ク 3園連携・調整業務
- ケ 管理運営業務
- コ 危機管理
- サ その他

(2) よこはま動物園固有事項

- ア 繁殖センター管理運営業務
- イ GREEN×EXP02027、ガーデンネックレス横浜及び里山ガーデンフェスタ、その他本市事業への協力と連携

(3) 野毛山動物園固有事項

- ア 万騎が原ちびっこ動物園管理運営業務（運営方法の見直し等を含む）
- イ 野毛山動物園リニューアル

ウ GREEN×EXP02027、ガーデンネックレス横浜、その他本市事業への協力と連携

(4) 金沢動物園固有事項

ア 来園者輸送業務

イ 動物ふん有効活用事業

ウ ユーカリの調達

エ GREEN×EXP02027、ガーデンネックレス横浜、その他本市事業への協力と連携

(5) 野毛山公園管理業務

(6) 金沢自然公園管理業務

(7) 自主事業等の実施

3 管理施設の名称及び範囲

名 称	所在地	管理区域面積	管理対象施設
よこはま動物園	旭区上白根町 1175-1	49.0ha	よこはま動物園内の施設、その他周辺管理設備（フラワータワー、案内板等） 【別表：施設一覧表】
野毛山動物園	西区老松町 63-10	3.3ha	野毛山動物園及び野毛山公園内の施設 【別表：施設一覧表】
野毛山公園 (動物園を除く)		5.8ha	
万騎が原 ちびっこ動物園	旭区大池町 65-1 (こども自然公園内)	0.2ha	万騎が原ちびっこ動物園の施設 【別表：施設一覧表】
金沢動物園	金沢区釜利谷東 5-15-1	12.8ha	金沢動物園及び金沢自然公園の施設、その他周辺管理施設（案内板等） 【別表：施設一覧表】
金沢自然公園 (動物園を除く)		45.0ha	

4 来園者サービス業務

来園者に直接接する業務であり、来園者が快適に楽しめるよう、おもてなしすること。また、入園料等の収入の確保に留意すること。

(不快と感じさせるような行動、言動、身なりは厳に慎むこと。)

また、感染症対策の取組や夏の暑さ対策等、安全、快適な環境づくりを行うこと。

業務遂行に当たっては、横浜市人権施策基本指針に則り、常に人権尊重の視点に立ち、公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体等に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

(1) 開園時間及び休園日

ア 開園時間

午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

ただし、特に必要があると認めたときは、横浜市の承認を得て開園時間を変更することができる。

イ 休園日

よこはま動物園は火曜日、野毛山動物園及び金沢動物園は月曜日（いずれも、その日が国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日にあたる場合は、その直後の休日でない日）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 1 日までとする。

ただし、来園者の安全を確保するために緊急に閉園する必要が生じた場合等、若しくは来園者サービスとして開園することが望ましいと判断される場合等は、横浜市の承認を得て、開園日に休園又は休園日に開園することができる。

(2) 総合案内

ア 案内業務

- (ア) 動物園等の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、来園者又は電話等の問合せに対応する。問合せ内容は各部署に確認し、責任をもって対応すること。
- (イ) 来園者又は電話等による苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し、対応内容を記録すること。
- (ウ) 拾得物は台帳で管理し、所轄の警察署に届け出ること。

イ 入退園ゲート管理（万騎が原ちびっこ動物園を除く。）

- (ア) 来園者数に合わせて適宜改札口の増減、警備員の配置など混雑回避、及び安全誘導に努めること。
- (イ) 園内マップ等を用意し、来園者の利用に供すること。
- (ウ) 入園者数を計数するとともに、属性等を分析し、報告をすること。（日計、月計）
- (エ) よこはま動物園は、地域や警察等の要請に応じ、交通渋滞対策等のため、必要に応じて事前予約等による入園制限を行うこと。また、その際は本市と協議すること。

ウ 利用料金徴収業務

- (ア) 地方自治法第244条の2第8項及び横浜市動物園条例（以下「条例」という。）第3条の5に基づく、動物園入園の利用料金は、指定管理者の収入とする。
- (イ) 毎日売上金と釣銭を回収及び計数し、適正な現金保管を行うこと。
- (ウ) 前売り券及び割引券を取り扱うこと。
- (エ) 自動券売機の操作・稼動管理を行うこと。
- (オ) 利用料金の減免については、横浜市動物園条例第3条の5第4項及び同条例施行規則第5条に則ること。
- (カ) 交通系ICカード全国相互利用サービスやクレジットカードはもとより、二次元コード決済など、その時々で利便性・合理性の高い決済方法を積極的に導入すること。

エ 動物園への入園の拒否及び退園命令

動物園条例第4条の規定に基づき、保護者が同伴しない幼児や、動物（身体障害者補助犬を除く）を連れてくる者、他の入園者に著しく迷惑をかける者又は迷惑をかける恐れのあるもの及びその他動物園の管理上支障があると認める者等については、指定管理者が入園を拒否及び退園を命じることができる。

オ 誰もが利用しやすい動物園運営

車いすやベビーカーでの利用など、誰もが利用しやすく、観覧しやすい動物園運営を行うこと。

また、身体障害者補助犬を同伴して入園することを拒んではならない。補助犬を同伴して入園する場合、園が指定するコースでの利用を案内する。

5 動物飼育展示・管理業務

- ・ 飼育動物について、健全かつ安全な飼育管理を行い、種の保全に努めること。
- ・ （公社）日本動物園水族館協会と連携するとともに、同協会が発行する「新飼育ハンドブック」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」の「展示動物の飼養及び保管に関する基準」に準拠した飼育管理を行うこと。
- ・ 同協会の「動物福祉基準」及び「横浜市立動物園における動物福祉（アニマルウェルフェア）規程」に従うこと。
- ・ 生態学、栄養学、繁殖学、動物行動学、獣医学、保全遺伝学などに基づき、動物が心身共に健康で繁殖が可能な飼育技術の確立を目指すこと。
- ・ 動物種ごとの標準飼育管理マニュアルを整備すること。
- ・ 動物飼育管理業務に関するチェックリスト（評価表）の作成及び各動物園の自己評価を審査する「動物福祉委員会」を設置すること。

(1) 飼料調達・調理・給餌及び給水

ア 安全で栄養価のバランスに配慮した飼料及びサプリメント等の調達を経済的に行うこと。

- イ 飼料は、衛生的な環境下で適切に保存すること。
- ウ 災害時を想定した備蓄を行うこと。
- エ 調理器具は衛生的に管理すること。
- オ 飼料を衛生的に調理すること。
- カ 飼料は、最新の知見をもとに動物の種及び状態や年齢、群れ飼育・個別飼育、生理・繁殖、健康状態、季節に応じて、栄養価や、種類・質・量ともに適切に調整して与えること。特にコアラについてはユーカリのみを主食とするため、その調達には万全を期すること。また、必要に応じて横浜市と協議すること。
- キ 給餌回数は、野生時の生態を考慮し適切に与えること。
- ク 餌や飲水の容器は常に衛生的に保ち、水は常に衛生的なものを与えること。

(2) 飼育動物の日常管理

- ア 観察の徹底と健康管理については、動物の平常時の状態、排泄物の状態、行動、種の習性及び個体ごとの特性を熟知し、観察に努め、異常や変化を速やかに察知すること。特に群れ飼育の個体の健康管理には注意すること。また、異常の発見においては上司や獣医等と協議し適切な対応をすること。
- イ 個体識別の徹底については、マイクロチップや識別標識の装着、識別標識の装着ができない動物種は、身体の特徴などにより識別を行うこと。
- ウ 動物の日常管理に必要な器具機材は、整理整頓し常に使用可能な状態に保つこと。
- エ 動物の治療や移動にかかる捕獲保定は動物福祉に配慮し、動物たちのストレスを最小限にとどめるため、受診動作訓練（ハズバンダリートレーニング）を行うなど、最良の方法で安全・迅速に行うこと。
- オ 受診動作訓練（ハズバンダリートレーニング）を行う際は、獣医も含めた組織内で検討の上、所定の手続きを経て実施すること。また、飼育担当者の変更があっても訓練が継続されるように組織的に取り組むこと。

(3) 季節ごとの管理

- ア 動物福祉に配慮し、動物の生理、生態を考慮し、季節に応じた管理を行い、暑さや寒さに弱い動物種の健康管理には万全を期すること。
- イ 季節に応じて、やむを得ず非展示とする場合は、他園の事例とも比較し合理的な理由をもって、横浜市に事前に協議すること。

(4) 繁殖の管理

- ア 繁殖に取り組むに当たっては、動物種の特性や、繁殖に供する個体の血縁関係、年齢、群れの状態などを考慮し、国内外の動物園や関係機関と連携しながら繁殖計画を定めること。
- イ 繁殖計画を定めるに当たっては、動物の寝室の収容スペースや、世代交代、展示の維持等を十分に考慮すること。
- ウ 繁殖期には、事前に巣材の用意や巣箱の設置、隣室や人間からの視界の遮断、観察カメラの設置など、必要な準備を行い、飼育個体の寝室の収容計画や繁殖時の餌の種類、量など、出産時に応じた飼育管理を検討し行うこと。
- エ 動物種に応じた温度・湿度などの飼育環境を整えること。
- オ 人工繁殖（人工授精等）については、必要に応じて取り組むこと。
- カ 人工育雛・人工哺育の準備などは事前に検討し、即座に対応できるよう準備を完了しておくこと。
- キ 長期的な飼育管理の観点から、繁殖に係わるデータを適正に記録・管理し、関係者間で十分に共有すること。

(5) 老齢個体の管理

- 獣医師と密に連携を取り、適正な飼育管理及び飼料管理を行うとともに、動物福祉に配慮し、必要に応じて適切な処置を行うこと。
- また、展示に当たっては、体調等を考慮し、適切に行うこと。

(6) 疾病・ケガによる個体の管理

獣医師の指示のもと必要があれば入院又は隔離などの措置を取り、動物福祉に配慮し適正な処置、飼育管理、及び飼料管理を行うこと。また、原因を究明し、再発防止に努めること。

(7) 獣医学的衛生管理

ア 動物の診療においては、獣医師免許取得者による速やかな業務対応が可能な体制を整えること。

イ 動物の不動化に際しては、動物の種や体の大きさに応じて適切に行うこと。

ウ 動物特有の感染症及び「人と動物の共通感染症」に対しては、厚生労働省発行の「動物展示施設における人と動物の共通感染症ガイドライン」及び（公社）日本動物園水族館協会発行の「動物園・水族館の感染症ハンドブック／動物園における「人と動物の共通感染症」と、その対策」を遵守するとともに、厚生労働省発行の「ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策」の考え方にに基づき、動物及び人に感染が生じないよう日頃の衛生管理に気を配り、予防措置を講じること。特に、動物とのふれあいによる感染症予防には万全を期すること。

また、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱の対応については、それぞれ「横浜市立動物園での鳥インフルエンザ防疫対応策」及び「横浜市立動物園での口蹄疫防疫対応策」、「市立動物園の豚熱 CSF 防疫対応指針」に従うこと。

エ 動物種特有の疾病及び生理・生態を理解のうえ、適宜臨床検査を行い、疾病の予防に万全を期すること。

オ 正常時の動物の状態や行動を把握するため、呼吸器系症状・循環器系症状・消化器系症状・泌尿器系症状・外科系症状などに留意して、動物の全身状態を十分観察すること。

カ 必要な定期検査（内部寄生虫の検査を含む）と駆虫・消毒を実施すること。

キ 診療検査器具・機材の適正な管理及び使用に努めること。

ク 薬品は必要十分な量をそろえ万全を期すること。また、薬品の管理については、「横浜市立動物園・繁殖センターの診療施設における薬品管理要領」に則ること。

ケ EOGガス・麻酔銃は、法令を遵守し、適正な管理及び使用に努め、常に使用可能な状態に保つこと。特に麻酔銃については、銃刀法および関係法令等に従い、1年に1回の銃砲検査をきちんと受検するとともに、保管についても関係する基準等に則ること。

コ 医薬品類や医薬材料は台帳管理を行うこと。劇薬及び特殊毒薬は法に基づく表示をするとともに、それぞれ鍵付き薬品戸棚と金庫に保管するなど「横浜市立動物園・繁殖センターの診療施設における薬品管理要領」に則り厳重に管理すること。

サ 感染性産業廃棄物やレントゲン廃液等は、法令を遵守し、許可を持つ業者に委託するなど適正に処理すること。

シ 斃死動物は必ず剖検を行い死因の究明に努めるとともに、必要に応じて横浜市への報告を行うこと。また、傷病の原因の究明については、飼育担当者と密な意見交換のもと行うこと。

ス 死体については動物斎場に運搬の上、適正に焼却処理を行う他、博物館や研究機関等への検体提供など、法令を遵守し処理するとともに、検体提供先や提供部位などの記録を保存すること。

セ 本項に関わる記録、資料は適正に保管・管理すること。

ソ 感染症予防のために動物舎は常に衛生的に管理すること。動物舎の出入口には常に消毒槽を設置するとともに、石鹸による手洗いや手指の消毒に努めること。また、常時の清掃と定期的な動物舎の消毒により、感染症予防及び衛生害虫の駆除を心がけること。

タ 入園動物に関しては、適正な自主検疫を行うこと。

チ 動物の致死的処置については、「横浜市動物管理要綱」に付随する「横浜市立動物園における飼育動物の飼育管理の処置に関する指針」に従うこと。

ツ 3動物園の診断や手術等臨床技術に係る技術力を等しく維持・向上できるように取り組むこと。

(8) 動物舎及び展示場、掲示物等の管理

動物舎の管理においては、以下のように飼育動物の福祉に配慮し、快適で清潔な環境を提供することはもとより、排泄物や伐採木の活用など、持続可能（サステナブル）な取組も意識しながら常に改善を図ることが望ましい。

- ア 動物が健康で快適に生活できるよう、動物種の習性及び個体ごとの特性を十分に把握し、動物福祉に配慮して、動物舎内の温度、湿度、換気、日光量、照明、水質などを適切に管理すること。
- イ 寝室、サブ運動場、展示場、止まり木及びプールは、常に清潔に保つこと（別添 清掃対象動物舎の清掃場所と回数参照）。
- ウ 水モート、人止め柵内の植栽、展示場の砂及び止まり木は適正に管理すること。特に、人止め柵内の植栽が来園者の視界を遮っていないか、寝室等のスチール部分の錆がないかなどを日常的に点検し、メンテナンスすること。
- エ 動物舎における機器類の取り扱いについて熟知し、必要なメンテナンスを行うこと。故障や動作不良等が発生したときは、速やかに修理にあたること。必要に応じて専門業者を手配するとともに、横浜市に報告すること。
- オ 施錠箇所を常に把握し、鍵の破損の有無や確実に施錠ができるかを確認すること。
- カ 動物舎の管理に必要な器具機材は整理整頓し、常に使用可能な状態に保つこと。
- キ 各園において人と動物が接触する機会がある施設では、特に「人と動物の共通感染症」に注意し、衛生管理、日頃の検査等をきめ細かく実施すること。
- ク 非展示個体などの周知においては、来園者が情報を確認できるように掲示等に努めること。
- ケ 情報等の掲示・展示物においては、ラミネートや看板、展示物を毎日点検・清掃し、汚損等を把握し、適切に交換・管理すること。また二次元コードの活用による動画提供など、来園者目線での取組も創意工夫して進めること。

(9) 脱走防止

- ア 動物舎、展示場及び各飼育室への出入りの際は、その都度扉を閉めることとし、施錠の確認を行うこと。特に、危険動物の動物舎への出入りについては、マニュアルを作成し、出入りの際は、事前に無線等において安全確認等統一したルールを徹底すること。
- イ 飼育動物の点数の確認は、動物舎への入舎時と退出時には必ず実施し、その他、必要に応じて適宜実施すること。
- ウ 展示場への動物の出し入れの際にも、その都度動物の居場所及び点数を確認し、動物舎内での動物との遭遇事故や、動物舎外への脱走事故などが決して生じないように、細心の注意を払うこと。
- エ 危険動物については、「横浜市立動物園危険動物脱出防止対策要綱」に基づき、園外への脱出に備えた準備及び訓練を実施すること。また、日常的な施錠確認のルールや飼育体制を整備し、事故防止に努めること。
- オ 自然災害、老朽化あるいは、動物に起因する獣舎の破損に注意を払い、動物の脱走が生じないように万全の対策をとること。破損箇所を発見した時には、速やかに応急措置をとるとともに、早急に修繕にあたること。
- カ 事故が発生した場合については、本仕様書「13 危機管理」の「(4) 動物脱走」ア・イに記載のとおりとすること。

(10) 動物の展示の工夫及び展示施設の修繕等

- ア 動物の展示の工夫
 - (ア) 動物の展示に際しては、動物福祉に配慮しつつ、来園者の満足度の向上を目指し、様々な工夫をすること。
 - (イ) 動物の展示に際しては、その動物種の本来の行動が発現できるように、遊具や給餌方法を改良するなど展示の工夫を行うとともに、そのことを来園者が理解できるよう掲示板の設置や担当者による解説などを行うこと。
 - (ウ) 障がいの有無、国籍、世代等を問わず、多様な来園者が展示を楽しみ、動物の生態が理解できるような展示とすること。

- (エ) 3園それぞれの特徴を生かした展示の魅力向上を図り、来園者の体験の質向上を目指すこと。
- (オ) 動物の福祉に配慮し、環境・行動等のエンリッチメントへの取組みを進めるとともに可能な限り効果検証を実施すること。また、取り組む際は、組織内で検討の上、所定の手続きを経て実施すること。また、飼育担当者の変更があっても継続されるように組織的に取り組むこと。
- イ 展示施設の修繕等
 - (ア) 展示施設の日常管理、修繕に当たっては、園ごとのこれまでの整備趣旨や展示手法をよく理解し、実施すること。
 - (イ) 展示施設の改修を行う際には、横浜市と事前に協議すること。
 - (ウ) 修繕をする場合は、現状の修復に留まることなく、動物にとっては（生活する）環境を改善するものとなり、来園者にとっては、より動物を興味深く観察し、理解できるものとなるよう努めること。
- (11) 各種記録と動物数等の報告
 - ア 各動物の日常の観察記録や繁殖の記録、動物舎の管理記録、診療や検査記録など、飼育管理に関わる飼育録と飼育日誌を毎日作成すること。飼育録は、それぞれの分野に分類して保管すること。また、長期的な飼育管理の観点から、個体ごとの飼育経過等を飼育担当者間で十分に共有すること。
 - イ 飼育動物台帳を完備し、入出園、繁殖・死亡など個体ごとの情報を記録し、「横浜市動物管理要綱」に基づき動物種数及び動物点数を横浜市に報告すること。
 - ウ 海外への情報提供及び情報交換のため、よこはま動物園においては、Species360を活用すること。
- (12) 野生動物の保護及び繁殖
 - ア 生息域外保全への取組
 - (ア) 世界動物園水族館協会発行の「世界動物園水族館保全戦略」及び「世界動物園水族館動物福祉戦略」に留意するとともに、（公社）日本動物園水族館協会と連携し、国の定める生物多様性国家戦略も念頭に動物の生息域外・域内保全活動や繁殖に取り組むこと。
 - (イ) 毎年、横浜市と協議して重点保全種を定め、繁殖計画を策定の上、繁殖に取り組むこと。
 - (ウ) （公社）日本動物園水族館協会生物多様性委員会の繁殖計画、国際血統登録、SSP（北米種保存計画）やEEP（欧州絶滅危惧種計画）、GSMP（国際種管理計画）等により繁殖計画が定められている種は、それらに基づいた計画を定め、繁殖に取り組むこと。また、横浜市に対してこれらの繁殖計画の動向について最新の情報を提供すること。
 - (エ) 上記(イ)・(ウ)に該当しない希少動物について、国内外の動物園や関係機関と調整をとりながら、繁殖計画を定め、繁殖に取り組むこと。
 - (オ) （公社）日本動物園水族館協会生物多様性委員会において任命される各種委員（類別事業調整者・類別事業副調整者・種別計画管理者・個体群管理者・専門技術員等）は、各委員が担当する業務を行うこと。
 - (カ) 人工繁殖技術の応用及び遺伝資源の保存を目的に、配偶子の保存や体細胞の保存に努めること。
 - (キ) ワシントン条約違反や種の保存法違反により、緊急保護された野生動物の収容依頼があった場合には、収容施設が可能な限り協力すること。
 - イ 生息域内保全への取組
 - (ア) 海外の行政や諸団体、JICA等と連携し、直接・間接的に国外の希少動物や生息地の生物多様性の保全に努めること。
 - (イ) 国内、県内、横浜市内の生物多様性の保全に寄与するだけでなく、他自治体とも協力して、身近な野生生物の保全に取り組むこと。
 - (ウ) 金沢動物園においては、域内の生物多様性の保全に取り組むと同時に多くの来園者や市民と連携した保全にも努めること。

(エ) 動物園のイベントや教育プログラムを通じて、外部団体とも連携しつつ希少動物の生息環境の状況等について市民に広く伝えるとともに、募金など通じて生息域内外の保全に寄与すること。

(13) 拾得動物の預かり

- ア 警察署から拾得動物（ペット動物と家畜。ただし特定外来生物は除く）の預かり依頼があった場合には、収容施設が可能な限り、本市が神奈川県警察と取り交わした「遺失物（動物）の保管等についての覚書」に基づき、一定期間の預かりを実施すること。
- イ 警察署の依頼により拾得動物について調整の必要が生じた場合は、別途横浜市と協議を行うこと。

(14) 動物の収集

- ア 横浜市の動物収集計画に則り、動物の収集活動を行うこと。国内外の動物園との情報交換、調整、国内外の関係会議等へ出席し、動物収集及び繁殖計画策定のための情報収集を行うこと。
- イ 海外の動物園や関係機関からの動物収集においては、横浜市の指示に応じて、収集のための対外的な調整も行うこと。

(15) 3園一体管理の利点を生かした繁殖計画・展示計画

3園一体管理の利点を活かし、各園間の動物の移動を柔軟に行うことで、より横断的な重点保全種の繁殖計画や魅力的な展示計画を進めること。

6 教育普及業務

動物園の特性を生かした科学的な教育普及事業はもとより、動物を取り巻く環境や野生動物の現状について、利用者の年齢や特性、理解度に応じ、興味・理解が深まるよう効果的な環境教育を行い、「世界動物園水族館保全戦略」や「同保全教育戦略」が提唱する生物の多様性及び持続的な利用への意識が高まるよう努めること。また、各園の特色を生かし、楽しく学べるプログラムを実施するとともに、「伝わる」情報発信を行うこと。

特に市立小中学校とは、遠足利用に対応できる環境保全をテーマにした教育プログラムを積極的に実施すること。

教育普及活動は動物園として欠かすことができない重要な事業であり、横浜市からの指定管理事業として行うだけでなく、指定管理者の自主事業として、独自のプログラムにより実施すること。自主事業については後述する。

(1) 動物や環境に関する教育プログラムの企画、実施

- ア 日常的な個々の動物の解説（動物ガイド）や派生物を用いての動物解説、掲示板を友好的に活用し、生態や分類学など動物への理解を深めるための生物学的教育普及活動を行い、来園者等に還元すること。
- イ 遠足団体や来園者、募集により、ワークシートを使用した環境学習、園内ガイドツアー、定期・特別講座、その他動物園の立地を活かした環境教育のプログラムを企画し開催すること。
- ウ 3動物園の特色を発揮したプログラムを準備、実施すること。また、3動物園の担当で教育普及計画等を検討する場を設け、質の高い教育普及活動の実践に努めること。
- エ 市内小中学校をはじめとした教育機関との連携は、遠足来園への手厚い環境教育プログラムの提供を中心に、相互訪問をする連携授業などに取り組むこと。
- オ 講座やプログラムの参加機会を通じて、友の会やアニマルペアレント等をはじめ、企業の協賛など、多くの動物園の支援者を得るように常に意識して取り組むこと。
- カ 環境教育のプログラムの実施については、可能な限り、参加者の行動変容を測る効果検証を行うこと。

環境教育を行うにあたっては、世界動物園水族館保全教育戦略の学習を深め、参加者の保全行動の変容を意識したプログラムの評価と改良に努めること。

- キ 野生傷病鳥獣保護等の取組についても積極的な普及啓発を行うこと。

(2) 動物とのふれあい体験の実施

横浜市立動物園の定義する「ふれあい」とは抱き上げるなどの直接の接触（コンタクト）だけではなく、動物園で来園者が柵越し、ガラス越しなど一定の距離を保ちながらも、動物の行動の特性や形態の特徴、採餌中の姿などを通じて、命の輝きや驚き、発見を通じて感じあうことを指す。

- ア あらゆる動物との「ふれあい」は適度な距離や動物の心理的安全性を確保した動物の福祉の配慮の下、実施されなければならない。
- イ 来園者が楽しく、安全かつ安心して、動物とふれあえるよう注意を払うこと。
- ウ 動物及び動物舎の衛生管理には細心の注意を払い、感染症を発生させないこと。
- エ コンタクトによる事業実施については、「動物の愛護及び管理に関する法律」および世界動物園水族館協会発行の「ふれあいガイドライン」に準拠し、ふれあいに供される動物に対しては、日常的なハンドリングやトレーニングによってストレスをできる限り軽減し、プログラムへの参加を動物の意思により拒否できるなど、動物福祉に配慮の上、取り扱うこと。
- オ 特に野毛山動物園における動物への接触を主とするプログラムの提供においては、幼児が生命を認識する基盤を提供するとともに、親子等の絆を深めることを重視した体験型プログラムとすること。
- カ 来園者に対しては、動物への接し方の解説とともに、利用後の手洗いを徹底させること。
- キ 柵越しのヤギ等家畜給餌体験においても、給餌する餌の回数や量、内容を十分に検討して実施すること。
- ク 野生動物を使つてのコンタクトは、原則として行わないこと（例外：傷病鳥獣で復帰不可能でトレーニングをしたトビなど）。なお、そのことを目的として、人工育雛や人工哺育を行ってはならない。
- ケ 特定動物を給餌体験等に供する場合は、実施方法を横浜市に事前に協議すること。
- コ 「ふれあい」体験を多くの市民が動物福祉に対する理解を深める（繋がる）機会ととらえ、その意義や目的を広く啓発することに努めること。

(3) 市民・来園者の学習支援、参加機会の提供、情報発信

- ア 標本、剥製、ハンズオン等の動物資料・動物情報の収集に努め、それらを提供及び情報発信すること。
- イ 学校等、教育機関からの遠足対応や職場見学・職業体験などの要望に際しては、可能な限り柔軟に対応すること。
- ウ 飼育実習、獣医実習、博物館（学芸員）実習などについては、それぞれ規定を設け、実習を受け入れること。
- エ 市民や学生がボランティアとして来園者にプログラムを実施する取り組みなど、市民等と連携した園内活動を推進すること。
- オ 新たな体験や学び・行動変容のきっかけとなる情報を動画やSNSなど効果的な媒体を通じて積極的に発信すること。情報発信に当たっては、「伝わる」ことを目的とし、伝える相手を具体的にイメージして行うこと。

7 調査・研究業務

生息域外保全施設としての重要性を認識し、園・繁殖センター単独だけに留まることなく、大学などの研究機関や保全活動を行う多様な団体と共同して調査・研究を行い成果につなげる。また、その調査・研究内容や成果については、積極的に広く伝える他、行動変容につながる取組を行うなど、市民に還元すること。（別添 調査研究実績参照）。

(1) 調査研究の実施

- ア 飼育及び教育担当者は日常の観察・記録を通して常に調査研究の意識を持ち、目的を明確にした上で自ら調査研究に取り組むとともに、研究機関に対して積極的に研究テーマを提案するよう努めること。
- イ 調査研究に必要な器具機材は、常に使用できるよう、必要な台数を確保しておくこと。

- ウ 種の保全へ向けた研究機関等との共同研究・野生生物調査について、動物の健康管理に支障が及ぶ場合又は来園者に不都合のある場合を除いてはできる限り協力すること。
- エ 繁殖センターが中心になり、各園で研究内容を調整し、研究を推進すること。
- オ 各園の研究計画・研究内容・成果について、定期的に横浜市に報告すること。
- カ 飼育動物等を使った研究については、動物福祉に配慮し、指定管理者において、それに基づく審査を行う仕組みを備えること。

(2) 成果の発表と市民への還元及び動物園運営への活用

- ア 調査研究の成果は、関係学会や研究会において積極的に発表を行うとともに、動物園水族館雑誌や関連学会誌などに積極的に投稿すること。
- イ 調査研究により得られた成果は、記録として残すとともに動物園運営に役立てること。
- ウ 調査研究の成果は、市民向けの講座の開催や園内掲示物、ホームページ等により、環境教育に活用するほか、広く市民に積極的に情報発信をすること。その際に、可能な限りわかりやすく公表を行うこと。

(3) 資料の蓄積と整理

- ア 博物館として剥製や骨格標本、書籍、論文、写真データ等の資料・情報を収集し、適切に整理・保管、また展示を行うこと。
- イ 保存している標本等は、ホームページ等で公開し、公共の利用を図ること。

8 野生傷病鳥獣等の保護

横浜市動物園条例第2条に基づき、傷ついた野生鳥獣等が市民等によって保護された場合は、受け入れ、その実績を横浜市に報告すること（神奈川県からの委託分を含む）。また、海外からの密輸動物の保護についても同様とする。

受け入れた傷病鳥獣については治療及び野生復帰への訓練を行い、当該傷病が治癒したものは放野すること。なお、これに伴い「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」における必要な捕獲許可等の事務手続きを速やかに行うこと。合わせて、実績を基にした調査研究を推進するとともに、市民に野生動物の生態やヒトとの関わり方について積極的な普及啓発を行うこと。

なお、「横浜市立動物園での鳥インフルエンザ防疫対応策」等に従い、園内飼育動物への感染症対策の点から、適宜、受け入れ休止等の対応をとることとするが、その際、市民等に対しては、丁寧な対応を心がけること。

9 維持管理業務

動物園及び公園利用者が安全安心に施設を使用でき、快適かつ楽しく園地を利用できるように、常にこれらを適正な状態に維持する業務を行うこと。施設・植栽の維持管理、改修等に当たっては、各動物園のコンセプトを損なわないよう留意するとともに、変更を伴う場合は横浜市と協議すること。

(1) 各種施設及び園地・植栽等の維持管理

利用者の安全確保をはじめ、良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、管理施設、便益施設、動物舎及び植栽等の維持管理は、別紙「維持管理基本水準書」等に則り実施すること。

維持管理水準（特に安全点検）で実施することとなっている内容については、横浜市からの要請がなくとも速やかに対応すること。

建物は、施設利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供すること。建物の維持管理は、原則として「建築保全業務共通仕様書（国土交通省）」によるものとし、点検等を確実にを行い、経済性に配慮しながら適切に実施すること。

また、利用者に危険を及ぼす不具合や重大な故障や事故が起きた場合は直ちに口頭で横浜市や関係機関に報告するとともに迅速に対処し、3園共通の様式で報告書を提出すること。報告書には故障や事故の発生日時・場所・原因・経緯・経過、対応内容等の記載だけでなく、再発防止策も併せて記載すること。なお、再発防止策を講じるまでに時間を要する場合は、複数回に分けて報告できるものとする。

ア 園地広場等管理

- (ア) 園内の安全管理を第一に、美観の維持のため樹木の伐採・間伐・剪定等を適切に行うこと。剪定は適期に行うものとし、枯損植物、枯れ枝及び支障枝は除去すること。
- (イ) 落葉時期は園路舗装や施設周辺を中心に日常的にブロアー等による清掃を行うこと。新芽が芽吹く時期を中心に、園路を妨げる下枝等の確認を推進して、適切に対応すること。
- (ウ) 日常的に園地及び施設の巡視点検及び清掃（ごみ拾い等）を行うこと。
- (エ) 花壇等地拵えや球根、種、苗の植付け、灌水、花がら摘み、施肥、病虫害防除、及び除草等を行うこと。
- (オ) 植込み地等の除草を随時行うこと。
- (カ) 低木の刈込みを適期に行うこと。特に獣舎、展示場周辺の低木の樹高を低く（高さ60cm程度）抑えて、来園者の動物への視認性を高めること。
- (キ) 植栽地における病虫害の発生状況の点検及び初期防除に留意すること。農薬の薬剤散布は原則禁止とし、止むを得ず農薬を散布する場合は、周囲への飛散により来園者への健康被害及び動植物への影響を及ぼすことのないように最大限配慮すること。
- (ク) 照明灯・電気機械施設の故障等については横浜市に報告すること。
- (ケ) 各種サイン及び案内板などの板面清掃を定期的に行うこと。
- (コ) 風の強い日は、周辺への砂埃の飛散抑制対策として適宜散水を行うこと。
- (サ) トイレ棟については日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃を行うこと。
- (シ) ベンチ、テーブル及び手すりの清掃を随時行うこと。
- (ス) 池、流れの周辺樹木の剪定など管理を行い、明るく開放的な水面空間を維持すること。

イ 電気・機械設備の管理

- (ア) 設備を適切に管理すること。また、業務に当たっては、信頼性の向上、安全性及び経済性を配慮すること。
- (イ) 設備に故障が生じた場合、迅速に対処すること。
- (ウ) 定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守の点検項目、点検内容については、原則として「建築保全業務共通仕様書」によるものとし、保守点検及び修繕に関する記録を作成し、四半期毎に横浜市に報告すること。また、自家用電気設備、園内灯、時計設備、負荷設備などの点検結果については、横浜市（公園緑地事業課）に報告すること。
- (エ) 高圧受変電設備の維持・管理・運用にあたり、電気主任技術者を選任すること。選任できない場合には、電気保安業務を第三者に委託しても構わない。

ウ 給水施設及び流れなどの水施設管理・運用

- (ア) 園内に給水している水道施設の維持管理を適切に行うこと。また給水する水の水質管理及びその利用を適切に行うこと。
- (イ) よこはま動物園においては上水及び雑用水をその用途に合わせて明確に区分し、適切に使用すること。
- (ウ) よこはま動物園の上水道施設については水道法に基づく専用水道にあたるため、指定管理者は、「横浜市 専用水度の手引き（医療局生活衛生課）」に基づき、水道技術管理者を選任し、水質検査や日常点検、業務従事者の健康診断等の専用水道として必要な業務を実施すること。

また、水質検査結果等、「横浜市 専用水度の手引き（医療局生活衛生課）」に定められた報告書類を福祉保健センターに提出すること。

業務の履行にあたっては専用水道として水道事業に関する実施体制を確保するとともに給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

なお業務の内容について疑義が生じた場合、市・指定管理者で協議して定めるものとし、「専用水道」の管理体制を変更せざるを得ない状況が生じた場合は、市は指定管理者と協議のうえ、変更のために必要な措置を講じるものとする。

- (エ) 流れなどの水施設管理においては適宜点検を行うとともに、必要に応じて堆積土砂の除去等の清掃を行い、排水機能を確保すること。梅雨や台風等雨の多い時期には特に留意すること。

便所やモート、プール等の水処理施設の汚水排水施設についても、排水不良が生じないよう点検・清掃を行うこと。

- (オ) 獣舎等の清掃時に発生した排水や水処理施設の排水等を雨水排水に流すことのないよう、配水経路を十分に確認して排水すること。

エ 公園内の果実等の取扱い

- (ア) 公園内で発生した果実等については、横浜市は所有権を放棄する。なお、果実等は、指定管理者の自主事業で活用できることとする。

また、指定管理者が果実等を食用として活用する場合には、関連法令を順守しなければならない。

- (イ) 指定管理者が果実等を活用する際には、あらかじめ年度管理運営実施計画書に記載するとともに、活用結果を年度事業報告書で市に報告することとする。

(2) 点検、修繕、改修

- ア 施設や附帯設備の安全の確保及び適切な保全管理並びに機能保持のため、法定点検、外観点検、機能点検、精密点検、機器動作特性試験及び小規模修繕業務等を行うこと。

電気・機械設備の設備台帳については、適切な設備管理に活用できるよう修繕履歴等の情報更新を随時行うこと。

- イ 故障等の発生時や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに、その改善が図られるよう適切に対処すること。

- ウ 来園者の安全の確保を図るため、施設や設備の補修等は1件につき原則100万円未満のものは指定管理者が速やかに行うこと。なお、1件につき100万円を超えるものについては、横浜市との協議により費用負担等の役割分担を決定するものとする。

- エ 横浜市が策定している「維持保全の手引き（建築局保全推進課・財政局ファシリティマネジメント推進課）」及び「施設管理者点検マニュアル（建築局保全推進課）」、「公園施設点検マニュアル（みどり環境局公園緑地維持課）」に基づいて、指定管理者が施設状況を確認し、その結果を横浜市に報告すること。

- オ 点検等で確認された施設不具合等の情報について、改善に時間を要するものについては優先順位を整理し一覧表にまとめ、市と共有すること。

- カ 環境関連法令等に基づき、エネルギー使用量を横浜市に報告すること。

(3) 備品の管理

- ア 本業務管理仕様書「3 管理施設の名称及び範囲」で指定している施設（以下「動物園等指定管理施設」という）の管理運営に最低限必要な備品（以下、Ⅰ種備品という。）は横浜市が無償貸与し、一部機器についてはリース経費相当分を指定管理料に上乗せする。

なお、リースの場合、原則として契約期間が指定期間内に終了するものとする。

ただし、施設の性質上又は物品等の特殊性などの特別な事情などにより、指定期間を超えたリース契約を締結する必要があると考えられる場合には以下の点に留意すること。

- (ア) リース会社との事前協議により指定期間終了後の取扱いを明確にすること。

- (イ) 指定管理者の変更を想定するリース契約については、契約内容に指定期間満了後の契約者の地位の承継に関する条項を盛り込んでおくこと。

- イ Ⅰ種備品と、指定管理者が本指定管理の実施のため、自己の費用により購入又は調達した備品（以下、Ⅱ種備品という。）とは、別々に台帳管理すること。備品台帳と備品の突合（棚卸）を適切に行い、施設サービスの提供・維持に努めること。備品の棚卸の頻度は年1回の実施が望ましいが、少なくとも指定期間中に一度は必ず実施し、備品台帳に棚卸実施年度を記載すること。また、横浜市の求めにより備品管理の確認等を行った際に、管理が適切に行われていないことが確認された場合は、すみやかに備品台帳と備品の突合を行

うこと。なお、部品の供給の終了により備品や設備の修繕ができない場合は、速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講ずること。

ウ 動物や、飼育関係の備品、薬品や農薬等危険物を管理する必要があることから、台帳を備え、横浜市の指示に従い適切に管理すること。横浜市が所有する備品と指定管理者が購入又は調達した備品は区別して台帳管理し、横浜市の指示により管理状況を報告すること。

エ I 種備品が故障した時は、規定する金額以下の場合、備品の使用年数を考慮し、修繕が可能な場合は指定管理者が修繕を実施すること。横浜市が所有する備品が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、横浜市と協議により、必要に応じて、自己の費用により、修繕すること。修繕が困難なときは、指定管理者は横浜市との協議により、当該備品を廃棄することができ、指定管理者の費用負担で同等の機能を有する備品を購入又は調達するものとする。この備品は原則として横浜市に所有権を移転するとともに、I 種備品として管理すること。ただし、横浜市が必要ないと認めた場合は、この限りではない。横浜市に帰属する備品については、横浜市関係例規に基づき適切な管理を行い、不具合が生じた場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に処理すること。

オ 指定管理者は、本指定管理の実施のため、自己の費用により備品を購入又は調達することができる。この備品は、原則として指定管理者に帰属するものとする。ただし、市と指定管理者の協議により、横浜市に所有権を移転することを妨げない。

カ 指定管理者は、故意又は過失により I 種備品を破損・汚損・滅失した場合は、横浜市との協議により、必要に応じてこれを弁償すること。

キ 指定管理者は、市民等から備品の寄贈申し出を受けた場合は、あらかじめ横浜市と協議し承認を得た上で、寄贈を受けることができるものとする。

なお、寄贈の申し出のうち、植物の受入については、植える場所の確保や管理業務の増などが懸念されることから、申し出時点において、寄附受入対象施設で既に維持管理を行っている植物の更新以外の植物種については、姉妹都市や友好都市などからの受入など、横浜市の施策として受け入れることが動物園行政全体に寄与する場合を除き、原則受け入れないものとする。

ク II 種備品の所有権は指定管理者に帰属とする。ただし、横浜市と指定管理者との協議により、横浜市に所有権を移転し、I 種備品とすることを妨げない。

ケ 指定管理者は指定期間中、I 種備品・II 種備品を常に良好な状態に保つこと。

コ 指定管理者は指定期間中、I 種備品を動物園等指定管理施設の管理運営業務のためにのみ使用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は動物園等指定管理施設での利用以外の目的で貸与してはならない。

(4) 管理報告書の作成

1 日の業務内容（点検、修繕、警備、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記載した日報を作成すること。

(5) 光熱水費

動物園等の管理運営上必要となる光熱水費は応募者が提案する管理経費に含まれ、指定管理者の負担とする。

10 便益施設等の調整業務

指定管理者は、管理許可又は設置許可を出された便益施設等についての関係事業者との調整のほか、次の各号の業務を行うこと。

(1) 設置者等との調整

指定管理者以外の者が管理許可又は設置許可を受けた便益施設及び占用許可を受けた物件等については、指定管理の範囲から除外されるが、これらの物件等の管理方法等について、設置者等関係者と指定管理区域の双方の施設の管理運営について市、指定管理者、及び設置者等関係者が互いに協力し、必要な調整を行うものとする。

(2) 公園許可権者との事前協議

公園に関わる許可等に関する調整については、あらかじめ所管の公園緑地事務所と事前に協議を行うこと。

(3) 公園以外の許可等の手続き

公園以外の許可等に関する調整については、あらかじめその内容に応じた管轄官庁・機関等と事前調整を行うと共に、必要な手続きを的確におこなうこと。

11 3園連携・調整業務

(1) 来園者サービスの向上

市民・来園者のニーズを適確に分析し、3園の特徴・機能・役割・立地などを活かして来園者サービスの向上に努めること。

また、利用者サービスの向上に当たっては、3動物園間で相乗的に高めあい、レクリエーションや環境教育、動物とのふれあいなど、市民・来園者に楽しんでもいただけるサービスを展開すること。

(2) 経営の効率化

3園の一体経営により、収益確保、機動性、柔軟性を持った運営体制や物品調達・委託コストの削減、及び業務手続の標準化など経営の改善を促進すること。

(3) 会議等の開催

次の各号の会議の趣旨を踏まえ、指定管理者が主体的に各会議を開催すること。

ア 動物園経営会議の開催（2回程度／年）

横浜市と指定管理者の経営状況の確認や、不断の改革に取り組むため、年度計画やモニタリング結果等を踏まえ、指定管理者の招集により、3動物園長・副園長、専門分野ごとの責任者、並びに動物園課所管の部長及び動物園課長等をメンバーとする職員による経営会議を開催する。

イ 動物園運営会議の開催（1回程度／3か月）

動物園運営の進行管理と横浜市の動物園行政との調整等を目的に、統括責任者の招集により、3動物園長・副園長、専門分野ごとの責任者、並びに横浜市動物園課等をメンバーとする動物園運営会議を開催する。

ウ 実務者部会

動物園運営会議の下部組織として、運営（事務）・飼育・施設の各分野における、横浜市と指定管理者の実務者の部会を必要に応じ、適宜開催する。

(4) 年報作成

3動物園の業務実績等を取りまとめ、「横浜市動物園年報」作成のための資料を5月末までに提出し、横浜市の監修を受けた後、8月末までに監修内容を反映させ、再度完成版の資料を提出すること。

また併せて、「横浜市動物園年報」の概要版である「横浜市動物園レポート」を9月末までに作成すること。

12 管理運営業務

(1) 管理運営体制

ア 労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うため、業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

イ 各園に業務を統括する園長を1名配置するとともに、3園の運営を統括する責任者を置くこととする。統括責任者は横浜市と指定管理者が協議のうえ、選任するものとする。

またよこはま動物園は、園長を補佐する副園長を配置すること。

ウ 統括責任者の指揮下に動物園の管理運営の専門分野ごとに責任者を置くこと。

【想定される専門分野】

①	環境教育	動物園が実施する社会教育、環境保全に関する教育、国際交流事業等
②	繁殖・種の保全	動物園動物の長期飼育下繁殖計画、動物収集及び野生復帰事業
③	調査・研究	動物園動物の飼育・繁殖に関する生理学的・遺伝学的調査・研究
④	施設管理・安全	動物園施設の維持・管理、安全確保
⑤	デザイン・ブランディング	展示デザイン、サイン計画、動物園ブランド構築及び維持
⑥	経営	組織マネジメント、集客・営業、接客サービス、商品の企画・販売、市民・企業協賛等ファンドレイジング
⑦	企画・広報	プロモーション・イベント・広報

エ 獣医師、学芸員、公園管理運営士もしくは1級造園施工管理技士など、動物園の管理運営に必要な技術を持つ職員を適正に配置するとともに、法令上必要な技術者を配置すること。（別添 各動物園の管理業務に必要な資格等一覧参照）

オ 指定管理業務を実施するために必要な免許・許可・認定等を受けていること。

カ 業務に応じた機能性、品位、清潔感及び統一性を考慮した被服を着用すること（常駐する委託業者を含む）。

(2) 人材育成

人材育成に当たっては **OJT** だけでなく指定管理者作成の人材育成ビジョンも活用しながら、次の各号に定める人材育成を行うこと

ア 飼育・管理・広報等、各担当が協力し合い、各役割と能力が相乗効果として発揮されるような人材育成を行うこと。

イ 園の運営を経営の視点でマネジメントできる人材の育成を行うこと。

ウ 動物園の管理運営に必要な専門技術者の育成のため、飼育業務、診療業務及び環境教育業務に従事する職員について、年齢、能力、経験などのバランスの良い配置に努めること。特に安全対策の観点から、危険動物等の飼育管理における人材育成を徹底し、人為的なミスによる事故を未然に防ぐこと。

エ 3動物園の一体管理という特徴を生かし、飼育等専門職の技術向上に努めるとともに、飼育技術の専門性を低下させることなく維持・向上し継続させること。

オ 専門性の高い飼育業務、診療業務や環境教育業務については、技術の維持向上を図りながら、技術継承を積極的に進めるとともに、新たな飼育技術の導入に際しては技術習得を目的に実地研修等を行うこと。

カ 飼育業務及び環境教育業務の担当職員を対象とした他の動物園や大学等と連携した技術研修等を実施し、計画的な人材育成を行うこと。

キ 業務に従事する全職員を対象としたコンプライアンス研修やホスピタリティ（接客）研修を行うこと。

ク 動物園の管理運営に必要な専門性を有する職員の育成と技術継承を図るため、家畜飼育を除く飼育業務や環境教育業務を再委託する場合は、横浜市と協議すること。

ケ 持続可能な動物園運営を行うため、ファンドレイジングに関する知識を持ち、資金調達や来園者サービス、集客増に向けた実務を担う人材育成と、取組を効果的に実施すること

コ 横浜市みどり環境局の運営方針をはじめ、関連する横浜市の施策事業について職員に周知し理解を深めるための研修会を毎年適宜開催すること。

(3) 労働安全衛生管理

ア 法令に基づき適切な労働者の安全衛生管理を行うこと。

イ その他、動物園の特殊性に基づいた衛生管理に必要な健康診断、予防接種等の対応をすること。

(4) 収支計画の策定

指定管理者は、入園料等の収入確保を図ることを前提に、指定期間にわたる年度ごとの収支計画を作成し、横浜市が指定する日までに提出すること。

(5) 年度管理運営実施計画書、収支予算書の策定・提出

指定管理者は、毎年度開始前に、横浜市と協議の上、その年度の管理方針・管理運営業務や自主事業内容、各園の収支がわかる予算等を記載した年度管理運営実施計画書及び収支予算書を作成し、横浜市が指定する日までにデータで提出するものとする。

ア 次年度予算に関わる資料

次年度の横浜市予算計上の積算の参考とする。

イ 次年度の管理運営実施計画書案及び収支予算書案

管理運営実施計画書案及び収支予算書案を基に、横浜市と指定管理者が協議して次年度の管理運営実施計画及び収支予算を確定する。

ウ 次年度の管理運営実施計画書及び収支予算書

前項イの協議に基づき確定した次年度の管理運営実施計画書及び収支予算書を作成し提出すること。

(6) 年度事業報告書、四半期報告書及び月報の作成・提出

指定管理者は指定管理施設（各園）の運営業務及び維持管理業務等の状況について報告書を作成し、横浜市が指定する日までにデータで提出するものとする。

なお、指定管理者が提出する報告書は次のとおりとする。

ア 月次業務実績報告書（第1号様式）

資料として飼育日誌等の写しを添付すること。また、事故等があった場合は、その内容が分かる報告書も添付すること。

イ 月次集客取組状況（第2号様式）

ウ 作業月報

次の各種業務別に作成すること。

(ア) 作業別月間計画/報告書（第3-1号様式）

施設・設備管理、植栽・遊具管理及び清掃作業別に作成すること。

(イ) 故障・修繕月間報告書（第3-2号様式）

(ウ) 業務別報告書（第3-3号様式）

案内・救護及び警備業務別に作成すること。

エ 四半期総括書（第4号様式）

オ 年度事業報告書（第5号様式）

年度事業報告書には、各園収支報告書を含むものとする。

カ 収支報告書

※収支報告書記載事項（管理許可施設は含めない）

・収入項目：①指定管理料、②利用料金収入、③自主事業収入、④便益施設収入

・支出項目：①人件費、②委託費、③物件費（消耗品費、印刷製本費、教育研修費、賃借料、減価償却費、その他物件費）、④修繕費、⑤その他事務費、⑥自主事業支出、⑦便益施設支出、⑧光熱水費、⑨「①～⑧の支出」のうち有料施設にかかる経費、⑩租税公課、⑪一般管理費

(7) 計画書・報告書類の情報公開

事業計画書（提案書）、年度管理運営実施計画書（収支予算書を含む）及び年度事業報告書（各園の収支報告書を含む）は、原則、開示とする。ただし、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第2号又は第4号に該当する情報については、不開示とする。

その他の報告書類については、別途協議する。

13 危機管理

(1) 共通事項

- ア 動物園の出入口（門扉）、管理棟等の管理施設、各動物舎の施錠について、点検、確認及び鍵の適正な管理を行うこと。
- イ 有事に備えて危機管理に必要な体制を整えるとともに、各種マニュアルを整備し、マニュアルや事件・事故・災害等の緊急事態に備えた計画に基づき訓練を定期的実施すること。
また、マニュアルや計画は定期的実施する訓練や実際に発生した事件・事故・災害などを踏まえて定期的に検証を行い、必要な改善を行うこと。
- ウ 来園者の安全に配慮し、事故防止に努めること。特に開園日・開園時間にあつては、観覧通路内を常時巡回警備し、案内誘導や事件・事故・災害等の速やかな発見及び対応に努めること。また、災害時等緊急時には来園者の避難、誘導、安全確保等を適正に行うこと。
- エ 前項記載の開園日・開園時間帯以外についても、指定管理区域について巡回警備を行い、事件・事故・災害等の速やかな発見及び対応に努めること。また、災害時等緊急時には来園者の避難、誘導、安全確保等を適正に行うこと。
- オ 事件・事故・災害時などに迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、業務時間外であっても一定時間以内に参集し、対応できる体制を確立し、あらかじめ横浜市に連絡網及び対応体制についての資料を提出すること。
- カ 事件・事故・災害等が発生した場合は、被害の状況を把握し、二次災害を引き起こさないよう処置を行うとともに、市民対応、情報収集等を行い、横浜市へ速やかに3園共通の様式で報告書を提出すること。
特に、重大な事故があった場合は直ちに口頭で横浜市や関係機関に報告するとともに、報告書には事故の発生日時・場所・原因・経緯・経過、対応内容等の記載だけでなく、再発防止策も併せて記載すること。なお、再発防止策を講じるまでに時間を要する場合は、複数回に分けて報告できるものとする。
- キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合、指定管理者がその損害を賠償すること。
- ク 指定管理者は、その損害を賠償するため、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険（対人補償の保険金額は一人1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とする）に加入すること。

(2) 風水害・震災・火災等

- ア 荒天が予想される場合は、事前に備品等の固定・収納などをはじめ、防災対策や安全措置を講ずること。
- イ 荒天後は園内を巡視し、被害の有無に係わらず、点検結果を速やかに横浜市に報告すること。
- ウ 動物園を含む公園は、広域避難場所に位置づけられており、災害時は横浜市防災計画に基づいた対応を行うこと。
また、災害時における他都市の消防機関からの応援が必要と認めるときの緊急消防援助隊等受援・応援計画に基づき応援要請を行う場合の受入拠点の一つが金沢自然公園駐車場となっている他、金沢自然公園内にある「ののほな館」及び金沢自然公園高速側駐車場は、災害時に施設の一部が金沢土木事務所・金沢警察署の一時利用場所となっており、それらの利用に協力すること。
- エ 業務時間外も含め、事故及び気象災害・震災への対応マニュアル、職員参集や連絡網等について整備し、必要備品を準備すること。指定管理者の全職員の参集要件となる震度については、横浜市防災計画に準ずること。また、防災情報に応じた配備・連絡体制を確保するとともに、災害時等の対応のための防災組織を設置し夜間も含めた警備体制をとること。

オ 地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生することが予想される場合は、職員の連絡体制・参集状況等を横浜市に報告するとともに、災害に対する処置が速やかにとれるような体制を構築すること。

カ 火気の始末に留意して常勤で甲種防火管理者を置くこと。夜間も含めた常駐警備体制を実施すること。

キ 消防設備の設置状況等の把握及び点検を行うとともに消防署の査察がある場合は、立ち会いの上、必要な是正措置を講じること。

(3) 救急対応

ア 事故が発生した場合は被害者の救済、保護などの応急処置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。怪我等の状況によっては救急車両による搬送手配を行うこと。また、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録すること。

イ 事故の発生により入園者に被害が及ぶと判断される場合は、避難誘導等の安全確保に努めること。

ウ よこはま動物園には看護師を常駐させること。

エ AEDを設置すること。なお、設置数はよこはま動物園に7台以上、野毛山動物園に1台以上、金沢動物園に3台以上の設置とする。

オ 傷病人が発生した時は、傷病人の状態によって、応急処置、又は、救急要請を行うこと。

(4) 動物脱走

ア 脱走事故が発生した場合は、入園者の安全対策を最優先するとともに、早急に参集し捕獲体制を確立し、「横浜市立動物園危険動物脱出防止対策要綱」に従い速やかに事態の収拾に努めること。

特に重大な事故があった場合は直ちに口頭で横浜市に報告するとともに、併せて速やかに3園共通の様式で報告書を提出すること。報告書には事故の発生日時・場所・原因・経緯・経過、対応内容等の記載だけでなく、再発防止策も併せて記載すること。なお、再発防止策を講じるまでに時間を要する場合は、複数回に分けて報告できるものとする。

イ 「横浜市立動物園危険動物脱出防止対策要綱」に定める動物のうち、特に危険であると推定される危険動物の逃亡時において、直ちに捕獲・射撃班を設置し、危険動物に対する適切な対応を図るとともに、来園者の誘導、横浜市、警察、消防等関係機関及び近隣住民への情報提供等を行うこと。

ウ 飼育動物の脱走防止については、本仕様書「5 動物飼育展示・管理業務」の「(9) 脱走防止」に記載のとおりとすること。

(5) その他

ア 燃料タンク（危険物）等については、危険物取扱者及び保管監督者を設け、関係法規に則り必要な届出や測定などについて適切に管理すること。また、事故発生時の対応策をあらかじめ定め、定期的に点検及び訓練を実施すること。

イ 機械警備を導入する場合、機械導入経費は指定管理者の負担とする。

ウ 熱中症警戒アラート、光化学スモッグ注意報、高温注意情報や雷注意報が発令された場合は園内アナウンス放送により、来園者に注意を喚起すること。

14 その他

(1) 関係機関との協議、連絡調整

事業実施に当たっては、横浜市をはじめ関係機関と協議、連絡調整を十分に行うこと。

(2) 指定管理業務状況の調査等

横浜市は指定管理者の業務処理状況について、随時に調査し又は必要な報告を求め、監督することができるとともに、業務の処理に関し必要な指示を与えることができるものとする。

また、横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）の「指定管理者の事業評価を公平かつ適正に行うこと」「動物園等のより良い管理運営を目指すこと」といった設置目的を鑑み、事業評価におけるプレゼンテーションを始め、指定管理業務

について報告・説明・資料提出等を求められた際は対応するとともに、選定評価委員会以外においても、対外的な場での説明責任を果たすこと。

(3) 意見・要望の運営への反映及び是正勧告等

来園者からの意見や要望及び横浜市からの運営等に関する意見を管理運営に反映させるとともに、管理運営に反映させた結果を横浜市に報告すること。

事業報告書や事業評価の結果等を考慮したうえで、指定管理者が基準を満たしていないと横浜市が判断した場合、横浜市が是正勧告を行い、是正勧告を行った後も業務状況に改善が見られない場合には、指定を取り消すことができる。

(4) 業務の引継ぎ

ア 前指定管理者から円滑に業務の引継ぎを受けること。

イ 次期指定管理者に対しては、指定期間の最終年度において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、十分な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞無く提供すること。

(5) 喫煙対策

公園内は横浜市公園条例に基づき禁煙となっているため、煙草の販売や灰皿の設置は行わないこと。

(6) 園内車両通行

開園時は、園内車両通行は原則禁止とし、業務のためやむをえず走行する場合は、来園者の安全を十分に確保するとともに、ハザードランプを点けて、時速8km以下での走行とすること。

(7) 繁忙期対策

来園者の集中する繁忙期対策として、公共交通機関利用促進策、臨時駐車場確保等を検討し、必要に応じて近隣の区役所、警察、町内会・自治会及び公共交通機関等関係機関と協議すること。

特にGW期等は周辺道路の交通渋滞発生抑制のための情報発信、誘導員の配置や園内通路の活用を始めとした対策等に積極的に行い効果検証に努めること。また、必要に応じて横浜市と協議調整すること。

(8) 公益社団法人日本動物園水族館協会及び神奈川県博物館協会、世界動物園水族館協会への加盟等

ア よこはま動物園、野毛山動物園、金沢動物園の3動物園は（公社）日本動物園水族館協会及び神奈川県博物館協会にそれぞれ加盟し、連携して生物多様性の保全等に取り組むこと。なお、よこはま動物園においては、世界動物園水族館協会へも加盟すること。

イ （公社）日本動物園水族館協会や世界動物園水族館協会については、動物園の管理運営に資するため、総会への園長等の出席や各種委員会の活動への職員の参加など、それぞれの協会の活動に積極的に参画すること。

ウ （公社）日本動物園水族館協会主催の大型会議（種保存会議、技術者会議、及びそれに類する会議）のホスト園となり会議開催する際は、横浜市の人的支援・財政支援を必要としない開催を前提とすること。

(9) シンボルマークと愛称

「ズーラシア」という名称は横浜市が商標登録しているため、各動物園のシンボルマーク及びよこはま動物園については「ズーラシア」を使用すること。

(10) 諸費用の精算

ア 各動物園のレストラン、売店について、再委託等により当該指定管理者以外の運営事業者（以下、「事業者」とする。）が運営を行う場合には、指定管理者と事業者間で光熱水費、清掃費、ゴミ処理費等の必要な費用の計上・精算を適正に行うこと。

イ 各種工事等によって休園や利用制限などが発生する場合は、指定管理料及び業務内容の変更等について、横浜市と指定管理者間で別途協議を行うこと。

(11) 横浜市の施策への協力

動物園や公園事業が位置付けられている横浜市の上位計画（中期計画、環境管理計画、水と緑の基本計画等）の内容を理解し、計画目標の実現に向けて積極的に取り組むこと。また、上位計画における動物園の役割や社会要請の変化等を捉え、同一の指定管理期間においても、環境・経済・社会的側面から統合的な取組の見直しを行なうこと。

併せて、本仕様書の業務及び事業の実施に当たり、次の事項に留意すること。

ア 横浜市みどり環境局の実施事業への取組

横浜みどりアップ計画、横浜市水と緑の基本計画、ガーデンシティ横浜等、みどり環境局等が実施している取組を理解し、積極的に協力すること。

イ 温室効果ガスの排出削減

(ア) 横浜市地球温暖化対策実行計画

横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例及び横浜市地球温暖化対策実行計画等に基づき、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～Zero Carbon Yokohama～の取組を理解し、事業活動によるエネルギー消費の削減、環境負荷の少ないエネルギーの供給の増加等を通じて、温室効果ガス排出削減と脱炭素を原動力とした経済の持続可能な発展が両立する好循環の創出に努めること。

(イ) ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）

廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つのRを進める取組や安定的なごみ処理に加え、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減を重点的に進めることで、ごみ処理による温室効果ガス排出量の削減に努めること。

ウ 横浜市内経済活性化

横浜市内中小企業振興基本条例に基づき、指定管理区域内で発生する業務の内、外部委託をする場合は、市内中小企業へ発注するように努めること。

エ GREEN×EXP02027 への協力

2027年に開催が予定されているGREEN×EXP02027の取組と連携し、協力すること。開催に伴って動物園との調整が必要となる場合は個別に協議を行うこと。

オ 子ども・子育て世代への取組

教育プログラムや各種イベント等の機会をとらえ、子どもの参画や意見を表明する機会を作るとともに、子どもの意見を聞き、動物園の管理運営に活かすこと。

カ 駐車許可申請

指定管理区域で従事する者が通勤のため、自家用自動車を駐車する際は、指定管理者でとりまとめて横浜市へ必要な手続きを行うこと。

キ 公園行為許可申請者との調整

指定管理区域において、指定管理者以外の者が横浜市への行為許可申請をしたい旨の申し出があった場合、公園管理者として申請内容が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないよう、申請者と事前調整を行うこと。

(12) その他横浜市への協力

(11)のほか、動物園等の管理運営に係る横浜市の施策等について、積極的に協力すること。

また、動物園等の施設、現状、及び管理運営状況等に関する調査、並びに視察への対応依頼等があった場合には、迅速かつ積極的に受入れること。

その他、動物園等を使用し、横浜市が実施又は要請する事業（公園を使用した防災訓練、イベント等の実施、写真・ビデオ撮影）があった場合には、管理運営に支障が生ずる場合を除き、積極的に参加・協力すること。

(13) 法令等の遵守

法令等を遵守すること。遵守すべき主な法令等は次のとおりとする。

○遵守すべき主な条約 ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約） ○遵守すべき主な法律 ・ 地方自治法 ・ 環境基本法 ・ 展示動物の飼養及び保管に関する法律 ・ 動物の愛護及び管理に関する法律 ・ 家畜伝染病予防法 ・ 狂犬病予防法 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・ 生物多様性基本法 ・ 都市公園法 ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・ 獣医師法 ・ 獣医療法 ・ 化製場等に関する法律 ・ 医薬品、医薬機器類等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・ 麻薬及び向精神薬取締法 ・ 農薬取締法 ・ 毒物及び劇物取締法 ・ 銃砲刀剣類所持等取締法 ・ 行政手続法 ・ 労働基準法 ・ 労働組合法 ・ 労働安全衛生法 ・ 職業安定法 ・ 最低賃金法 ・ 労働者派遣法 ・ 男女雇用機会均等法 ・ 育児・介護休業法 ・ 雇用保険法 ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律労働基準法 ・ 建築基準法 ・ 消防法 ・ 電機事業法 ・ 水道法 ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律	・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ・ 銃刀法 ・ 健康増進法 ・ 個人情報保護に関する法律 ・ 身体障害者補助犬法 ・ 水質汚濁防止法 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 博物館法 ・ 文化財保護法 ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ・ 行政事件訴訟法 ・ 行政不服審査法 ・ 電気事業法 ・ 電気工事士法 ・ 電波法 ・ 下水道法 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ○遵守すべき主な政令・省令 ・ 都市公園法施行令 ・ 都市公園法施行規則 ・ 電気事業法施行令 ・ 電気工事士法施行令 ・ 水道法施行令 ・ 電波法施行令 ・ 危険物の規制に関する政令 ・ 下水道法施行令
--	--

○遵守すべき主な条例・規則・規定 ・ 横浜市動物園条例 ・ 横浜市動物園条例施行規則 ・ 横浜市公園条例 ・ 横浜市公園条例施行規則 ・ 横浜市行政手続条例 ・ 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 ・ 横浜市火災予防条例 ・ 横浜市個人情報保護に関する条例 ・ 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例 ・ 横浜市生活環境の保全等に関する条例 ・ 横浜市中企業振興基本条例 ・ 横浜市こども・子育て基本条例 ・ 横浜市福祉のまちづくり条例 ・ 横浜市暴力団排除条例 ・ 横浜市落書き行為の防止に関する条例 ・ 横浜市建築基準条例 ・ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則 ・ 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則 ・ 電離放射線障害防止規則 ・ 有機溶剤中毒予防規則 ・ 特定化学物質障害予防規則 ・ 横浜市会計規則 ・ 横浜市予算規則 ・ 横浜市電気工作物保安規程 ○遵守すべき主な要綱・要領 ・ 横浜市動物管理要綱（付随する規定・指針を含む） ・ 横浜市立動物園種の保全推進委員会設置要綱 ・ 種の保全のための繁殖、展示及び収集等の計画に関する取扱要領 ・ 横浜市立動物園危険動物脱出防止対策要綱 ・ 横浜市立動物園・繁殖センターの診療施設における薬品管理要領 ・ 横浜市における個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱	○遵守すべき基準等 ・ 展示動物の飼養及び保管に関する基準（環境省） ・ 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（環境省） ・ 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細則 ・ 横浜市公園施設点検マニュアル ・ 横浜市施設管理者点検マニュアル ・ 横浜市維持保全の手引 ・ 横浜市指定管理者災害対応の手引き ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省） ・ 獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針 ・ 横浜市立動物園における飼育動物の飼育管理の処置に関する指針 ・ 市立動物園の豚熱（CSF）防疫対応指針 ・ 横浜市立動物園での口蹄疫防疫対応策 ・ 動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（環境省） ・ 横浜市立動物園での高病原性鳥インフルエンザ防疫対応指針 ・ 人と動物の共通感染症に関するガイドライン ・ 動物園・水族館動物の感染症ハンドブック ・ 世界動物園水族館保全戦略 ・ 世界動物園水族館動物福祉戦略 ・ 世界動物園水族館保全教育戦略
---	--

<主な関係法令等>

この表の主な法令等を含め関連法令を特定するため、毎年2月までに遵守する法令等を特定する調査を行い、その調査のプロセスを記録するとともに、遵守すべき法令等を一覧にとりまとめること。調査プロセスの記録・一覧表について、2月末日までに横浜市に提出すること。

なお、関係法令等の新たな施行及び改廃が生じた場合は、その都度遵守する法令等の特定調査、調査プロセスの記録及び遵守する法令等の一覧表の加除訂正を実施すること。

15 よこはま動物園固有事項

(1) 繁殖センター管理運営業務

繁殖センター（以下、「センター」という）施設において、希少種の保全と調査研究を行い、市立動物園の生物多様性保全の取組を推進すること。

ア 希少種の保全

- (ア) センターの飼育施設を有効活用し、市立動物園の希少種繁殖を推進すること。当面の間、別表に記載された現行の飼育動物種の飼育繁殖を継続すること。飼育を中止する場合は、横浜市と協議すること。
- (イ) 繁殖計画を毎年定めること。
- (ウ) 別表に記載されている保全活動に取り組むこと。事業の進捗状況等により事業を中止する場合は、事前に横浜市と協議すること。
- (エ) 飼育動物の野生復帰等に新たに取り組む場合は、事前に横浜市と協議すること。
- (オ) 市立動物園において神奈川県内等の希少種保全を推進するために、必要に応じ近隣の博物館等と連携し、保全計画を策定すること。
- (カ) 別表に記載された海外交流について、合意書に基づき、事業を発展させること。相手先からの申出等により事業を見直す場合は、横浜市と協議すること。
- (キ) 別表以外の海外交流事業にも積極的に取り組むこと。

イ 調査研究

- (ア) 調査研究を主な業務とする職員を複数名、センターに配置すること。
- (イ) センターに設置された機器を活用して別表の調査研究に取り組むこと。特に希少種の人工繁殖は大学等研究機関と連携して積極的に取り組み、技術開発に努めること。
- (ウ) （公社）日本動物園水族館協会が推進する配偶子バンク事業等の研究事業に協力すること。
- (エ) センターおよび市立動物園に蓄積された飼育動物の液浸標本および冷凍資料等の遺伝資源を一元的に管理すると共に、保有資料の情報を外部に公表し、大学等研究機関との共同研究を推進すること。
- (オ) 別表の調査研究に加え、動物園における生物多様性保全の取組強化に資することを目的とした新たな調査研究に積極的に取り組むこと。
- (カ) 調査研究を担当する職員を、当該業務に関連する学会等に参加させ、研究成果を報告するとともに、最新の学術情報を収集し、調査研究力の向上を図ること。
- (キ) 研究成果を学術誌等へ積極的に投稿し、研究施設としての地位向上を図ること。
- (ク) 市立動物園との共同研究に関する要領等を定め、各園と共同研究を推進すること。
- (ケ) センターにおける研究成果報告書を毎年作成し、横浜市に報告すること。
- (コ) 研究を遂行するに当たり、関連法令を遵守の上、動物福祉に配慮し実施すること。

ウ 普及啓発

センターの事業成果を活用した教育普及業務に積極的に取り組み、事業成果を動物園来園者はもとより、広く市民をはじめとした社会に伝え、還元すること。

別表

1. 飼育動物種	・ 哺乳類 1 種：マレーバク ・ 鳥類 8 種：カンムリシロムク、ホオアカトキ、カグー、オオミカドバト、コンゴクジャク、ライチョウ、ミゾゴイ、カワラヒワ ・ 両生類 2 種：ニホンアカガエル、ムカシツチガエル		
2. 保全活動	対象動物	連携先	活動内容
	ライチョウ	環境省、日本動物園水族館協会	ライチョウ保護増殖事業
	カワラヒワ	環境省、日本動物園水族館協会	オガサワラカワラヒワ保護増殖事業
	ミゾゴイ	横浜市みどり環境局、横浜自然観察の森	生息域外保全、試験放鳥
	ムカシツチガエル	横浜市みどり環境局、にいはる里山交流センター	生息域外保全、試験放野
3. 海外交流	相手先	合意書名	
	ニューカレドニア南部州政府	横浜市とニューカレドニア南部州政府間の野生動物に関する合意書	
4. 調査研究	研究項目	内容	
	ステロイドホルモン動態	・ 妊娠診断等を目的としたステロイドホルモン動態の調査 ・ 動物福祉向上を目的としたステロイドホルモン動態の調査	
	繁殖補助技術開発	・ 希少種の人工授精技術開発	
	遺伝子資源保存	・ 希少種の遺伝資源（配偶子・体組織・DNA 等）の凍結保存	

(2) ガーデンネckレス横浜及び里山ガーデンフェスタへの協力

ガーデンネckレス横浜及び里山ガーデンフェスタの運営や広報等について、必要な協力をを行うものとする。

16 野毛山動物園固有事項

(1) 万騎が原ちびっこ動物園管理運營業務

万騎が原ちびっこ動物園は野毛山動物園の分園として位置づけられ、教育普及活動を実施する動物園であり、小動物とのふれあいを通して、動物及び生命を理解し、環境教育・情操教育について楽しみながら学ぶことができるよう努めること。

ア 開園時間・休園日

本園に同じとする。

イ 団体・バス駐車場予約

分園にて対応する。

ウ 獣舎

飼育管理する動物種の獣舎とする。

エ 飼育動物

飼育管理する動物は、コンタクト用小動物（モルモット等）、日本鶏を中心とした家禽とする。

オ 動物の飼育管理については、野毛山動物園の飼育管理業務基準に準ずる。

カ 園内の小動物の展示やコンタクトコーナーでの小動物とのふれあいに当たっては、動物福祉に十分配慮する。

キ 教育普及活動の企画・実施について、野毛山動物園と協議・調整を行う。

ク 問合せ等

迷子・遺失物・問合せについては、公園緑地事務所への引継ぎ、または連携して対処する。

(2) 野毛山動物園リニューアル

野毛山動物園リニューアル事業の実施については横浜市の方針のもと、事業推進に積極的に協力し、その事業推進にかかる計画に則った人員配置、広報、教育普及、動物展示を検討し、本仕様書「2 管理施設の名称及び範囲」に定める管理範囲の施設内について、各種の調整を実施すること。

17 金沢動物園固有事項

(1) 来園者輸送業務

正面口駐車場から動物園入口まで相当な高低差があることから、動物園の来園者の利便性向上のために、バス（以下「コアラバス」という。）で来園者輸送を行う。

ア 正面口駐車場側コアラバス発着所から、にこにこプラザ側コアラバス発着所までの園路間を運行すること。

イ コアラバスの運行期間及び回数については、来園者数やイベント等に合わせてダイヤを調整し、来園者の利便を図ること。

ウ コアラバスの走行に当たっては制限速度時速8キロメートルを遵守し、コアラバス利用者及び園路歩行者等の来園者の安全確保を優先すること。

エ コアラバス運行に当たっては、来園者に不快感を与えないように接遇等にも十分配慮するとともに、高齢者、幼児及び身体障害者がコアラバスを乗降する際には、必要に応じて介助等を行うこと。

オ コアラバスのラッピングデザインは、変更してはならない。やむを得ず変更する場合は横浜市と協議をすること。

カ コアラバスの運行及び来園者の通行の妨げとならないよう、指定管理に伴う園内通行車両の出入管理を行うとともに、誘導等の安全対策を行うこと。

(2) 動物ふん有効活用事業

資源の有効活用を進めるため動物ふんを堆肥化すること。本事業は循環型社会のモデル事例として開始されたが、事業を活かした環境教育を推進し、その大切さを来園者に啓発するため、事業をより効率的に進めること。（別添 金沢動物園における動物ふん有効活用事業概要参照）

(3) ユーカリの調達

質の良いユーカリの育成と恒常的な良品の調達に努めること。また、長期的に安定したユーカリ供給を実現するために、コアラの飼育状況とユーカリの栽培状況について横浜市と情報共有し、必要な調整をすること。（別添 金沢動物園ユーカリ栽培概要参照）

18 野毛山公園管理業務

野毛山公園（動物園を除く）の指定管理業務は次のとおりとする。また、特に記述のない項目については、動物園管理に準ずるものとする。

(1) 業務内容

指定管理者の行う業務は、公園の運営業務及び公園施設・園地の点検、小規模修繕、清掃ほかの維持業務等とする。（別紙「維持管理基本水準書」によること。）

(2) 運営業務

レクリエーションなど公園がもつ様々な機能を十分に発揮させ、利用者が公園を利用しやすいように利用者目線に立ってサービスを向上させる業務を行う。

ア 利用者指導・事故の防止等

危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のため、使用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導等を行うこと。

イ 光熱水費

公園内の管理運営上必要となる光熱水費は、応募者が提案する管理経費に含まれる。

ウ 拾得物・残置物の処理

拾得物は台帳で管理し、所轄の警察署に届けること。

エ 緊急対応体制の確立

事故や災害が発生した場合は、被害者の救済・保護等の応急措置を講じる他、迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、対応できる体制を確立し、あらかじめ横浜市に連絡網及び対応体制についての資料を提出すること。

オ 管理報告書

1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、市民対応など特記事項を記した日報等）を作成し、横浜市の求めに応じて、随時閲覧、提供できるものとする。

カ 禁止行為への対応

公園条例に従い、危険行為、迷惑行為、起居等、一般利用を妨げる行為があった場合は、適切に対応すること。

キ 野毛山地区の活性化のため、公園を活用したイベント等が実施される場合は、事業に協力すること。

ク 情報発信

野毛山公園利用者へHP・SNS・現地でのポスター掲出等により、季節の情報や施設利用について、適切に情報発信を行うこと。

(3) その他

ア 用地の保全

公園外周の境界杭や不法占用の有無などの状況を把握し、異常があった場合は随時、横浜市に報告すること。

イ 管理に関する留意事項

原則としてごみ箱は設けないこと。

19 金沢自然公園管理業務

金沢自然公園（動物園を除く）は、市内でも有数の豊かな自然環境を有する地域に立地し、周辺の緑地との環境のつながりを持っている。次の指定管理期間において、この公園の特性を十分に活かした業務を行うことが、市域の生物多様性保全上、また環境教育の機会を確保するうえで重要である。このことを念頭に置いて業務にあたること。

指定管理業務は、運營業務及び公園施設・園地の点検、小規模修繕、清掃ほかの維持業務等（別紙「維持管理基本水準書」によること。）の他、次のとおりとする。また、特に記述のない項目については、動物園管理に準ずるものとする。

(1) 運營業務

生物多様性保全、レクリエーションの場合等、公園がもつ様々な機能を効果的に発揮させるとともに、利用者目線に立ってサービスを向上させる業務を行う。

なお、金沢自然公園は、開園時間を午前9時から午後5時までとし、それ以外の時間帯は、入口ゲートを施錠すること。

ア 利用者指導・事故の防止等

危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のため、使用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導等を行うこと。

イ 光熱水費

公園内の管理運営上必要となる光熱水費は、応募者が提案する管理経費に含むこととする。

ウ 拾得物・残置物の処理

拾得物は台帳で管理し、所轄の警察署に届けること。

エ 緊急対応体制の確立

事故や災害が発生した場合は、被害者の救済・保護等の応急措置を講じる他、迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、対応できる体制を確立し、あらかじめ横浜市に連絡網及び対応体制についての資料を提出すること。

オ 管理報告書

1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、市民対応など特記事項を記した日報等を作成し、横浜市の求めに応じて、随時閲覧、提供できるものとする。

カ 禁止行為への対応

公園条例に従い、危険行為、迷惑行為、起居等、一般利用を妨げる行為があった場合は、適切に対応すること。

キ 情報発信

金沢自然公園利用者へHP・SNS・現地でのポスター掲出等により、季節の情報や施設利用について、適切に情報発信を行うこと。

(2) ののはな館管理運営業務

ののはな館では、金沢自然公園のビジターセンターとして、動物園のイベントや自然観察の情報を提供するほか、動物園を含む金沢自然公園の魅力や環境保全の取組についての情報発信、教育普及啓発・環境教育プログラムを創意工夫しながら取組むものとする。また、ボランティア活動等、市民活動の拠点としても利用しやすい環境を整えること。

ア 開館時間・休館日

動物園に同じとする

イ 館内の管理業務

開館前に、館内の施設の点検及び清掃等を行うこと。

ウ 情報発信、教育普及啓発、環境教育プログラム実施業務

(ア) 常設展示コーナー

金沢自然公園のある円海山周辺の自然環境や、生息する鳥類・植物・昆虫などを紹介すること。

(イ) 企画展示コーナー

金沢自然公園保全管理計画の成果を活用する等、年間を通して動植物や自然を題材にした企画展を開催すること。展示に当たっては、小中学校の夏休みに子供向けの展示を企画する等、来館者の属性やニーズに応じた内容を検討し、集客につなげるよう努めること。

(ウ) 図書コーナー

動植物に関する資料を閲覧に供すること。（貸し出し不可）

(エ) みどりのコーナー

各種パンフレットの配布や館内小動物及び植物の生育管理を行うとともに動植物の相談に対応すること。

(オ) レクチャールーム・工作室・ボランティアルームの利用

動植物・自然に関する活動をおこなっている団体に対して、部屋の貸出しを行うこと。

(カ) 環境教育プログラム

動物園・ボランティア団体等と連携し、質の高い環境教育プログラムを提供すること

(3) 金沢自然公園保全管理業務

樹林地の保全管理については、別紙「維持管理基本水準書」等に従い、生態系の保全と再生を順応的に実施するとともに維持管理の状況や成果を活用しながら実施すること。

(4) 森づくりボランティア団体等との連絡・調整と活動協力

園内で活動する森づくりボランティア団体等との緊急時等の連絡体制を整えるとともに、定期的に相互の活動計画を調整し、効率的に樹林地管理を行うこと。また、必要により道具等の運搬車両の通行の受け入れ等、活動の協力を行うこと。

(5) その他

ア 用地の保全

公園外周の境界杭や不法占用の有無などの状況を把握し、異常があった場合は随時、横浜市に報告すること。

イ 管理に関する留意事項

原則としてごみ箱は設けないこと。

自主事業等の実施について

1 自主事業

当施設の事業目的達成、活性化のため、指定管理者は指定管理者業務仕様書に加え、集客に繋がるイベント・広告宣伝等の自主的な事業に活用すること。また、当施設のコンセプトの普及及び理解を深める活動等、創意工夫に基づく、本指定管理区域の特徴を活かした魅力向上や来園者サービスの向上を目的とした自主事業を本指定管理の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任において積極的に実施すること。なお、自主事業は収益事業等により生じた自主財源により実施することとし、自主事業実施にあたっては、必要な経費の範囲内で、参加者から参加料を徴収することができるものとする。

なお、横浜市に3つの動物園があることが市民一人ひとりの生活文化や心の中で「誇り」となり、大切な存在として定着し、支持を得ることを目的に、3動物園等の広報のみならず、商品や接客、イベント、展示等のブランディングを行うこと。

(1) 普及啓発事業

ア 教育普及プログラム

指定管理業務以外に独自のプログラムにより教育普及事業を行うこと。なお、ボランティア団体によるプログラム実施も推進すること。

イ ふれあい事業

(ア) 給餌体験やコンタクトなどのふれあい事業については、自主事業として行うことも妨げない。ただし、実施にあたっては動物福祉に配慮して行うこと。

(イ) 各種ふれあい事業の実施については参加費を徴収することができるものとするが、適切な価格設定となるよう考慮すること。

(2) 市民・企業との協働、ボランティア活動支援

ア アニマルペアレント制度の運用

動物たちへの愛着と動物園への理解と協力を深めていただくために支援を募るアニマルペアレント制度を運用し、支援者及び財源の確保と飼育環境の向上に努めること。

イ 「動物園友の会」及びボランティア組織の運営

よこはま動物園及び野毛山動物園、金沢動物園を支援する「動物園友の会」を運営（ZOOよこはま）の発行等）するとともに、各動物園のボランティア組織の運営サポートを行うこと。

ウ 植物管理のボランティア団体の育成及び支援

植物の管理に当たっては、ボランティア団体と連絡調整を行い、活動支援を行うこと。

エ 地域連携

区及び周辺地域団体や企業などが主催するイベントへの協力、協働事業等の地域連携を行うこと。

(3) 広報、イベントの実施及びマーケティング

横浜市立動物園等の魅力や価値を伝えるため、マーケティングやプロモーションを行うこと。また、来園者サービスや各種プログラム・イベント等の運営業務には来園者の意見・ニーズを反映すること。それらの取組を通じ、来園者の満足度を高めるとともに来園者数の増に寄与すること。

ア 広報、来園者誘致

情報誌等への広告掲載を始め、ホームページ・SNS・動画配信・パブリシティを通じた効果的な広報・プロモーション活動を積極的に行うと共に、効果検証結果に基づき取組を改善すること。また、各種団体等への誘致活動の実施や旅行会社との連携等によるインバウンドをはじめとした来園者誘致策を講じ集客力向上に努めること。

イ 各種イベントの企画・実施

公の施設にふさわしく、かつ当施設のコンセプトに沿った催しとすること。また、実施にあたっては、音響・騒音等について、周辺住民に迷惑とならないよう配慮すること。

ウ 来園者ニーズを把握した集客力の向上

全園を通して来園者調査を行い、暑さ対策などのニーズを分析・把握し、広報・プロモーション施策の立案に活かし、集客力向上に努めること。また、来園者及びニーズの分析や集客力向上策の結果を検証し、横浜市に報告すること。

エ 多様な財源確保への取組

様々な機会を捉え多様な財源確保に取り組むとともに、寄附については動物園の理解者（潜在的支援者）のすそ野を広げるとともに、ドナーピラミッドを意識したファンドレイジングに努めること。

オ 2027年国際園芸博覧会の開催を契機とした取組

2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の開催を契機とした、動物園本来の取組である生物多様性の保全に向けた一層の取組を進めること。

(4) 調査研究

外部の研究助成金等を積極的に活用し、研究推進を図ること。

2 管理許可施設等

指定管理者が管理許可又は設置許可等を得る便益施設等については、公園許可権者へ必要な手続きを行うとともに、横浜市公園条例等の規定による公園使用料を横浜市に納入することとし、運営に当たってはサステナブル（持続可能）な運営に配慮すること。また、令和7年4月施行の横浜市公園条例に基づく禁煙化の取組を徹底すること。

なお、各施設の管理運営等の詳細については、横浜市と協議して決定する。

(1) 自動販売機（設置許可）

(2) 車椅子、ベビーカー等（行為許可）

(3) 売店、レストラン、キッチンカー（管理許可・行為許可）

ア よこはま動物園

(ア) オーギーヒルレストラン、サバンナテラス、アクアテラスカフェ

(イ) アクアテラスギフトショップ、オーギーヒルギフトショップ、北門ショップ

(ウ) ジャングルカフェ

(エ) キッチンカー

イ 野毛山動物園

(ア) なかよしショップ・ひだまりカフェ

野毛山動物園のリニューアルに当たり、リニューアルプランの趣旨を踏まえた飲食物販の充実に取り組むこと。

(イ) キッチンカー

ウ 金沢自然公園

(ア) ののはなカフェ・ののはなギフトショップ

(イ) わくわくキッチン

(ウ) キッチンカー

(4) 駐車場（よこはま動物園、金沢自然公園）

障害者の駐車場利用については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮を踏まえた提案をすること。

(5) 園内移動バス（よこはま動物園）

(6) バーベキュー広場（金沢自然公園）